

事務事業評価シートの読み方

令和元年度事務事業評価シート

取組みコード 12221

区分	事務事業	担当課	企画政策課	作成日	平成31年4月26日
事業名	定住促進事業費	開始年度	平成27年度	予算科目	2.1.8.3.1

この事業が属する総合計画の部、章、節、基本施策、取組みの基本方向の番号を順に組み合わせたコードです。

1 事業の概要

総合計画での位置づけ	
部	第1部_自然と調和した快適なまちづくり
章	第2章_魅力ある定住環境の整備
節	第2節_若い世代が魅力を感じる定住環境の創出
基本施策	2_子育て世代に優しい多世代居住の促進
取組みの基本方向	(1)親・子・孫からなる三世代の同居・近居の促進
根拠法令等	愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付金 愛川町三世代同居定住支援住宅改修補助金交付金
目的 (誰・何を対象に、何のために)	少子高齢化による人口減少をはじめ、ライフスタイルの変容によって核家族の増加や家族の繋がりが希薄となりつつある昨今、親・子・孫などの三世代同居を促進することで、町内の定住人口の増加を図るとともに、子育てや介護など、家族の支え合いを促進するもの。
内容・方法 (何を行っているのか)	親・子・孫などの三世代が町内で新たに同居するために住宅を取得又は改修する場合に、その費用の一部を助成するもの。 【補助金額：住宅取得費用の2分の1(上限30万円)、住宅改修費用の2分の1(上限20万円)】

この事業が属する総合計画の部、章、節、基本施策、取組みの基本方向です。この事業が何を目的としているかの基本的な方向となります。

この事業の目的です。この目的の推進や達成の状況を成果指標で測ることになるため、設定している成果指標が妥当なものか判断するための基準となります。

この事業の目的の推進や達成のために町が行う活動です。活動指標設定の基礎となります。

この事業が属する総合計画の節で設定している成果指標です。節に属する事業は、この指標の目標を達成するための手段となります。

2 指標(事業の成果・活動内容等を数字で表します)

本事業が属する総合計画の節の成果指標	指標名		基準年度	令和4年度
	『定住環境の整備』について「満足」と感じる住民の割合		23.1%	28.0%
		定住促進施策を通じて定住した世帯数(累計)	8世帯	64世帯
(A)総合計画の節の目標を達成するため本事業に求められる成果				
三世代同居世帯の増加				
(A)の成果をあげられているか測るための指標(成果指標)	増減	指標の説明	項目	基準年度(平成28年度)
三世代同居定住支援住宅取得・改修補助金申込件数	増	補助金の申込件数	計画値	20.0
			実績値(見込値)	11.0
			達成度※自動計算	40.0
		計画値は予算計上件数	平成29年度	平成30年度
			20.0	13.0
			8.0	5.0
			9.0	9.0
			100.0	100.0
(B)成果指標の目標を達成するため本事業において町が行う活動				
制度の周知				
(B)の活動状況を測るための指標(活動指標)	増減	指標の説明	項目	基準年度(平成28年度)
制度周知媒体数	増	制度の広報媒体数	計画値	3.0
			実績値(見込値)	3.0
			達成度※自動計算	100.0
			平成29年度	平成30年度
			3.0	3.0
			3.0	3.0
			100.0	100.0

この事業の目的がどの程度達成されたか測るための定量的な指標です。ただし、基準年を設定し、増減どちらが望ましいか設定することで定性的な要素も持たせています。

基準年については、社会経済情勢が目まぐるしく変化する昨今の状況では、短期間での成果の向上が求められることから、原則として平成28年度としています。ただし平成28年度実績値が異常値である場合には前後の年度を設定することも可としています。計画値については、事業所管課が適当と考える水準を設定しています。

成果指標の実績値を向上させるために必要な町としての活動の状況を定量的に示す指標です。なお、団体の運営費補助などの場合、団体の活動の状況と混同しがちですが、団体の活動は町が直接コントロールするものではないため、町の活動はごく限られたものとなります(予算の編成、執行程度)。

3 事業費の推移と財源内訳

(E) 平均人件費(円/年) 8,300,000

年度	基準年度(決算) (平成28年度)	平成29年度(決算)	平成30年度(決算見込)	令和元年度(予算)
(A)事業費(円)	3,100,000	2,200,000	1,200,000	2,500,000
(B)概算職員数(人)	0.100	0.100	0.100	0.100
(C)=(B)×(E) 人件費(円) ※自動計算	830,000	830,000	830,000	830,000
(D)=(A)+(C) 総事業費(円) ※自動計算	3,930,000	3,030,000	2,030,000	3,330,000
単位当たりコスト ※自動計算	357,272.7	378,750.0	406,000.0	370,000.0
財源内訳(円)	特定財源	0	900,000	540,000
	国庫支出金	0	0	0
	県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
一般財源 ※自動計算	3,930,000	2,130,000	1,490,000	2,205,000

事業等の執行にあたってのコストには、予算上当該事業分として計上する事業費以外に、正規職員の人件費がかかっています。また、諸手当や管理職の給料など、本来間接経費として扱われ、表面に現れにくい費用についても認識する必要があることから、管理職も含めた一般職の職員の諸手当も含めた支給ベースの平均給与額を元に平均人件費を設定し、事業に要する人員数を乗じることで、直接人件費だけでなく、間接経費分についても事業のコストに配賦しています。なお、平均人件費については、町が負担する人件費を費用として計上するため、民間会社で言うところの社会保険や厚生年金など、会社負担分を含めているため、職員の平均年収と比べ高額となっています。

人件費も含めた総事業費を成果指標の実績値で除することで、単位当たりのコストを算出しています。事業内容に対するコストが高いか安いかは個人の感覚によるところが大きく、客観的な判断基準を設定することが困難ですが、このシートをご覧になる方の参考にしていただくために表示しています。

4. 事業の項目別評価(分析)

項目	判定基準	判定 ※一部自動判定	評価 ※自動判定
妥当性 <small>(公費を投入して実施することが妥当な事業か)</small>	法令等で義務付けられた事業である	○	B
	民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない		
	国や県において実施している事業との重複がない		
	事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない		
	事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている		
	受益に応じた負担は適正である		
	事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である		
	事業・サービスの対象者の日常生活に必要な事業である		
上記のいずれにも当てはまらない			
有効性 <small>(基準年と比較して成果が上がっているか)</small>	成果指標について平成29年度の目標を達成している	×	C
	基準年度と比較して成果が向上している	×	
効率性 <small>(なるべく費用をかけずに成果を上げているか)</small>	基準年度と比較して費用の縮減ができていて(費用の縮減率が成果の向上率以上か)	費用減<成果ダウン	C
有用性 <small>(施策の成果指標の目標達成に貢献しているか)</small>	総合計画の節の目標達成のための本事業の効果	直接的	B
	総合計画の節内での本事業の優先順位	高くない	
総合評価 ※自動判定		廃止も含めた検討が必要	

事業の内容を次の4つの視点で客観的に評価し、評価の組み合わせで総合評価します。

○妥当性
そもそも町が実施する必要があるか、公費を投入して実施することが妥当であるかについて、8つの項目により判断します。

○有効性
成果指標の実績の状況から、事業の効果について判断します。評価対象年度(平成30年度)の目標を達成しているか、基準年と比較して成果が向上しているかの2つの考え方の組み合わせで評価します。

○効率性
成果を上げるために効率的に費用を投入できているかにより効率性を判断します。基準年と比した成果の向上率(低下率)と費用の減少率(増加率)が高いか、低いかにより判断します。

○有用性
上位政策である総合計画の節の成果及び目標の達成に対して貢献している度合を、事業による効果が直接的か間接的か、また、他の事業に比べて優先順位(重要度)が高いか低いかにより判断します。

○総合評価
4つの視点の評価の組み合わせにより自動で判定します。「良好に実施できている」、「改善すべき点がある」、「改善の余地がある」、「廃止も含めた検討が必要」の4つの区分となります。

5 特記事項

所管課が特に記載すべき事項がある場合に使用する欄ですが、事業の項目別評価について、やむを得ない事情等がある場合にはここで表現します。

6 自己評価(担当課)

評価結果	改善
理由	三世帯同居世帯は補助金の有無に係わらず同居していることから、本事業は移住(転入)を促進する動機付けには弱い。
今後の方向性	三世帯同居は子育て世帯へのケア等に有用であるものとする。こうしたことから、今後も本制度を実施してまいりたい。なお、移住促進を図るため、例えば、現在の補助額の取得30万円、改修20万円をそれぞれ10万円減額した額を基準として、生産年齢人口が転入した場合に限り10万円増額させるなど補助要件の見直しを行いたい。

7 1次評価(庁内行政評価委員会)

評価結果	改善
今後の方向性に係る意見等	所管課の方向性に加え、加算要件設定の際には、空き家の取得・改修や、婚生活支援等の補助金の目的を考慮しながら、移住・定住・住宅支援のあり方を総合的に調査

8 2次評価(外部評価:行政改革推進委員会)

評価結果	改善
今後の方向	各事業所管課で実施した自己評価に対し、意見を付すなどしています。町内部での検討の経過を明らかにするため表示しているもので、これが町全体としての評価となります。 なお、自動判定される評価がやむを得ない事情によるものであるかについても判断し、この欄に記載しています。

9 2次評価(実施のない場合は1次)

今年度の事務事業評価及び特定分野評価対象事業の一部を外部評価の対象とすることから、対象事業について外部の視点で事業を評価した結果を記載する欄です。

10 町の最終方針(行政改革推進本部会議)

評価結果	改善
理由・改善方針	事業所管課の対応案を踏まえ、最終的な町としての方針を行政改革推進本部会議で決定し、その内容を記載する欄です。

事業所管課の対応案を踏まえ、最終的な町としての方針を行政改革推進本部会議で決定し、その内容を記載する欄です。

最終的な評価結果を踏まえ、事業所管課としてどのような対応をとるか記載する欄です。基本的に評価のとおり対応としますが、やむを得ない場合には異なる対応案とすることもあります。